

【法定研修】虐待防止の体制づくりとその取り組み（後編）

【配布用】法定研修・小テスト

【法定研修】虐待防止の体制づくりとその取り組み（後編）

氏名： _____

所属： _____

実施日： _____年____月____日

【○×問題】

次の文を読み、正しい場合は「○」、誤っている場合は「×」を記入してください。

1. 虐待とは、単なる不適切な言動ではなく、支援を受ける人の権利・尊厳を侵害する行為を指す。
()
2. 支援者に悪意がなければ、法的には虐待と判断されない。
()
3. 虐待の類型には、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放置・ネグレクトがある。
()
4. 虐待防止は、委員会や指針を整備すれば、それだけで実効性を持つ。
()
5. 記事では、虐待防止の体制は個人・チーム・組織・法人方針の4つの層が連携して動くことが大切だと示されている。
()

【重要ワードの虫食い問題】

次の文の（ ）に入る言葉を書いてください。

6. 虐待とは、支援を受ける人の権利・（ ）を侵害する行為である。
7. 高齢者分野では高齢者虐待防止法、障がい分野では（ ）虐待防止法に基づき、通報・報告の義務が課せられている。
8. 虐待は、支援者の（ ）に関わらず、結果として相手の尊厳を傷つける行為として捉えられる。
9. 虐待防止の4つの層とは、個人・チーム・組織・（ ）方針である。
10. この4層がつながることで、「見て見ぬふりをしない」「誰もが声を上げられる」（ ）文化が形成されていく。